

# 建設業法令遵守ガイドライン 説明会

P R E S E N T A T I O N

～元請負人と下請負人の関係に係る留意点～  
2011年2月3日(木)

中小企業診断士・ITコーディネータ  
下城 園代

## ガイドライン策定の目的

### 現状 (平成19年)

一括下請負、技術者の  
不専任について

違法認識の無いまま、法令  
違反行為が繰り返されている  
可能性あり

「一括下請負の禁止について」及び  
「監理技術者制度運用マニュアルについて」  
が定められている

不当に低い請負代金、指値発注、赤伝処理  
等の不適正な元請下請関係については、  
**どのような行為が法令に違反するかを示した  
通達等が定められていない**

**「元請負人と下請負人との関係に関して、どのような行為が建設業法に違反するか、具体的に示すことにより、法律の不知による法令違反行為を防ぎ、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図る」ことを目的として本ガイドラインを策定**

## 0. 建設業法令遵守の対象となる行為

- 1) 見積条件の提示 (建設業法第20条第3項)
- 2) 書面による契約締結
  - 2-1) 当初契約 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3)
  - 2-2) 追加工事等に伴う追加・変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
  - 2-3) 工期変更に伴う変更契約 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
- 3) 不当に低い請負代金 (建設業法第19条の3)
- 4) 指値発注 (建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項)
- 5) 不当な使用材料等の購入強制 (建設業法第19条の4)
- 6) やり直し工事 (建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3)
- 7) 赤伝処理 (建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項)
- 8) 工期 (建設業法第19条第2項、第19条の3)
- 9) 支払保留 (建設業法第24条の3、第24条の5)
- 10) 長期手形 (建設業法第24条の5第3項)
- 11) 帳簿の備付け及び保存

3

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

## 1. 見積条件の提示(建設業法第20条第3項)

### 建設業法上違反となるおそれがある行為事例

- ①元請負人が**不明確な工事内容の提示等、曖昧な見積条件**により下請負人に見積りを行わせた場合
- ②元請負人が下請負人から工事内容等の見積条件に関する質問を受けた際、**元請負人が、未回答あるいは曖昧な回答をした**場合

### 建設業法上違反となる行為事例

元請負人が予定価格が700万円の下請契約を締結する際、**見積期間を3日**として下請負人に見積りを行わせた場合 (参照 P2)

### 解説/判断基準

- (1) 見積りに当たっては下請契約の**具体的内容を提示することが必要**である
- (2) 望ましくは、下請契約の内容は**書面で提示すること、更に作業内容を明確にすること**
- (3) 予定価格の額に応じて**一定の見積期間を設けることが必要**である

4

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

### 1-1. 見積条件の提示(下請契約の具体的内容)

見積りを適正に行うという建設業法第20条第3項の趣旨に照らすと、例えば、「工事内容」に関し、元請負人が最低限明示すべき事項としては、

- ① 工事名称
- ② 施工場所
- ③ 設計図書（数量等を含む）
- ④ 下請工事の責任施工範囲
- ⑤ 下請工事の工程及び下請工事を含む工事の全体工程
- ⑥ 見積条件及び他工種との関係部位、特殊部分に関する事項
- ⑦ 施工環境、施工制約に関する事項
- ⑧ 材料費、産業廃棄物処理等に係る元請下請間の費用負担区分に関する事項

が挙げられ、元請負人は、具体的内容が確定していない事項についてはその旨を明確に示さなければならない。

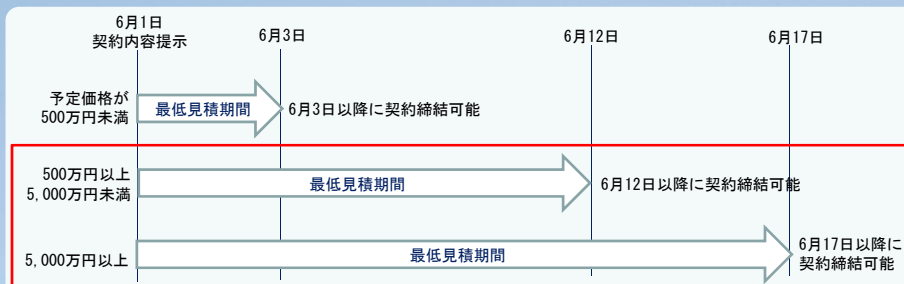
5

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

### 1-2. 見積条件の提示(見積期間)

建設業法第20条第3項により、元請負人は以下のとおり下請負人が見積りを行うために必要な一定の期間（建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第6条）を設けなければならない。

- ① 工事1件の予定価格が**500万円に満たない工事**については、**1日以上**
- ② 工事1件の予定価格が**500万円以上5,000万円に満たない工事**については、**10日以上**
- ③ 工事1件の予定価格が**5,000万円以上の工事**については、**15日以上**



**500万円以上に関しては、やむを得ない事情があれば、5日以内に短縮は可能！**

6

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

## 2-1. 当初契約(建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3)

### 建設業法上違反となる行為事例

- ① 下請工事に関し、**書面による契約を行わなかった**場合
- ② 下請工事に関し、建設業法第19条第1項の**必要記載事項を満たさない契約書面を交付**した場合
- ③ 元請負人からの指示に従い下請負人が書面による請負契約の締結前に工事に着手し、**工事の施工途中又は工事終了後に契約書面を相互に交付**した場合 (参照 P4)

### 解説/判断基準

- (1) 契約は下請工事の**着工前に書面により行う**ことが必要である
- (2) 契約書面には建設業法で定める**一定の事項を記載**することが必要である
- (3) 注文書・請書による契約は**一定の要件を満たす**ことが必要である
- (4) 電子契約によることも可能である
- (5) 建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による**契約が基本**
- (6) 片務的な内容による契約は、建設業法上不適当である
- (7) 一定規模以上の解体工事等の場合は、契約書面にさらに以下の事項の記載が必要である。
  - ① 分別解体等の方法
  - ② 解体工事に要する費用
  - ③ 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
  - ④ 再資源化等に要する費用

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teama Consulting

## 2-1-1. 契約書面に記載しなければならない事項

契約書面に記載しなければならない事項は、以下の①～⑭の事項である。特に、「①工事内容」については、下請負人の責任施工範囲、施工条件等が具体的に記載されている必要があるため、**〇〇工事一式といった曖昧な記載は避けること**。

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は、損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金、その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

8

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teama Consulting

## 2-2. 追加工事等に伴う追加・変更契約(建設業法第19条第2項)

不当減額  
不当に低い請負代金

### 建設業法上違反となる行為事例

- ① 下請工事に関し **追加工事又は変更工事が発生したが、元請負人が書面による変更契約を行わなかった** 場合
- ② 下請工事に係る追加工事等について、**工事に着手した後又は工事が終了した後に書面により契約変更を行った** 場合
- ③ 下請負人に対して追加工事等の施工を指示した元請負人が、**発注者との契約変更手続きが未了であることを理由として、下請契約の変更に応じなかった** 場合
- ④ 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請工事の工期が当初契約の工期より短くなり、残された工期内に工事を完了させるため**労働者の増員等が必要となった場合に、下請負人との協議にも応じず、元請負人の一方的な都合により変更の契約締結を行わなかった** 場合

(参照 P8)

### 解説/判断基準

- (1) 追加工事等の**着工前に書面による契約変更が必要**である
- (2) 追加工事等の内容が直ちに確定できない場合の対応  
契約変更等の手続きについては、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で下記の内容について遅滞なく行うものとする。
  - ① 下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容
  - ② 当該追加工事等が契約変更の対象となること及び契約変更等を行う時期
  - ③ 追加工事等に係る契約単価の額
- (3) 元請負人が**合理的な理由なく下請工事の契約変更を行わない場合は建設業法に違反**
- (4) **追加工事等の費用を下請負人に負担させることは、建設業法第19条の3に違反**するおそれあり

9

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

## 2-3. 工期変更に伴う変更契約(建設業法第19条第2項、第10条)

不当減額  
不当に低い請負代金

### 建設業法上違反となる行為事例

下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請工事の当初契約で定めた工期が変更になり、**下請工事の費用が増加したが、元請負人が下請負人からの協議に応じず、書面による変更契約を行わなかった** 場合

(参照 P10)

### 解説/判断基準

- (1) 工期変更にかかる**工事の着工前に書面による契約変更が必要**である
- (2) 工事に着手した後に工期が変更になった場合、**変更後の工期が確定した時点で遅滞なく行う**。追加工事等の内容及び変更後の工期が直ちに確定できない場合は、工期の変更が契約変更等の対象となること及び契約変更等を行う時期を記載した書面を、工期を変更する必要があると認めた時点で下請負人と取り交わす事とする
- (3) 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して**下請工事の費用が増加したにもかかわらず、元請負人が下請工事の変更を行わない場合は建設業法違反**となる
- (4) 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因して下請工事の費用が増加した場合に、**費用の増加分について下請負人に負担させることは、建設業法第19条の3に違反**するおそれがある
- (5) 追加工事等の発生に起因する工期変更の場合は、追加工事等に伴う追加・変更契約に関する記述が必要である。

10

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

### 3. 不当に低い請負代金(建設業法第19条の3)

不当減額  
不当に低い請負代金

#### 建設業法上違反となるおそれがある行為事例

- ①元請負人が、**自らの予算額のみを基準として**、下請負人との協議を行うことなく、下請負人による見積額を大幅に下回る額で下請契約を締結した場合
- ②元請負人が、契約を締結しない場合には**今後の取引において不利な取扱いをする可能性がある旨を示唆**下請契約を締結して、下請負人との従来の取引価格を大幅に下回る額で、した場合
- ③元請負人が、**下請代金の増額に応じることなく**、下請負人に対し追加工事を施工させた場合
- ④元請負人が、契約後に、**取り決めた代金を一方的に減額した**場合 (参照 P12)

#### 解説/判断基準

- (1) **「不当に低い請負代金の禁止」と**は、「注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を請負人と締結すること」である。
- (2) **「自己の取引上の地位の不当利用」と**は、「取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること」である。  
**取引上優越的な地位かどうかは、元請下請間の取引依存度等により判断される。**
- (3) **「通常必要と認められる原価」と**は、「工事を施工するために一般的に必要と認められる価格」である。
- (4) 建設業法第19条の3は契約変更にも適用される。

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

### 4. 指値発注(建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3)

不当に低い  
請負代金

#### 建設業法上違反となるおそれがある行為事例

- ①元請負人が**自らの予算額のみを基準として**、**下請負人との協議を行うことなく**、一方的に下請代金の額を決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ②元請負人が**合理的根拠がないにもかかわらず**、**下請負人による見積額を著しく下回る額**で下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ③元請負人が下請負人に対して、複数の下請負人から提出された見積金額のうち**最も低い額**を一方的に下請代金の額として決定し、その額で下請契約を締結した場合 (参照 P14)

#### 建設業法上違反となる行為事例

- ④元請下請間で**請負代金の額に関する合意が得られていない段階**で、下請負人に工事を着手させ、**工事の施工途中又は工事終了後に元請負人が下請負人との協議に応じることなく**下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した場合
- ⑤元請負人が、下請負人が**見積りを行うための期間を設けることなく**、**自らの予算額を下請負人に提示し**、**下請契約締結の判断をその場で行わせ**、その額で下請契約を締結した場合

#### 解説/判断基準

- (1) 指値発注は建設業法に違反するおそれがある。  
→建設業法第19条第1項の「**一定の事項の記載**」に違反する  
建設業法第19条の3の**不当に低い請負代金の禁止**に違反するおそれがある。  
建設業法第20条第3項の**見積りを行うための一定期間の確保**に違反する  
建設業法第28条第1項第2号の**請負契約に関する不誠実な行為**に該当する
- (2) 元請負人は、指値発注により下請契約を締結することがないよう留意することが必要である → **元請負人と下請負人による十分な協議が必要。**

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

## 5. 不当な使用材料等の購入強制(建設業法第19条の4)

購入強制

### 建設業法上違反となるおそれがある行為事例

- ①下請契約の締結後に、元請負人が下請負人に対して、下請工事に使用する**資材又は機械器具等を指定、あるいはその購入先を指定した結果**、下請負人は**予定していた購入価格より高い価格で資材等を購入することとなった**場合
- ②下請契約の締結後、元請負人が指定した資材等を購入させたことにより、下請負人が既に購入していた資材等を返却せざるを得なくなり**金銭面及び信用面における損害を受け**、その結果、従来から継続的取引関係にあった**販売店との取引関係が悪化**した場合 (参照 P16)

### 解説/判断基準

- (1) **「不当な使用材料等の購入強制」**とは、請負契約の締結後に「注文者が、自己の取引上の地位を不当に利用して、請負人に使用資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを請負人に購入させて、その利益を害すること」である。
- (2) 建設業法第19条の4により**「不当な使用材料等の購入強制」が禁止**されるのは、下請契約の締結後における行為に限られる。
- (3) **「自己の取引上の地位を不当に利用して」**とは、「取引上優越的な地位にある元請負人が、下請負人の指名権、選択権等を背景に、下請負人を経済的に不当に圧迫するような取引等を強いること」である
- (4) **「資材等又はこれらの購入先の指定」**とは、商品名又は販売会社を指定すること
- (5) **「請負人の利益を害する」**とは、金銭面及び信用面において損害を与えること
- (6) 元請負人が使用資材等の指定を行う場合には、**見積条件として提示することが必要**である

13

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

## 6. やり直し工事(建設業法第18条、第19条第2項、第19条の4)

不当減額  
不当に低い請負代金

### 建設業法上違反となるおそれがある行為事例

元請負人が、元請負人と下請負人の**責任及び費用負担を明確にしないまま**、やり直し工事を下請負人に行わせ、その**費用を一方的に下請負人に負担**させた場合 (参照 P18)

### 解説/判断基準

- (1) やり直し工事を下請負人に依頼する場合は、やり直し工事が下請負人の責めに帰すべき場合を除き、その**費用は元請負人が負担**することが必要である
- (2) 下請負人の責めに帰さないやり直し工事を下請負人に依頼する場合は、**契約変更が必要**である
- (3) **下請負人の一方的な費用負担は建設業法に違反**するおそれがある
  - 建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反する
  - 建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当する
- (4) 下請負人の責めに帰すべき理由がある場合とは、下請負人の施工が契約書面に明示された内容と異なる場合又は下請負人の施工に瑕疵等がある場合

#### 「下請負人の責めに帰すべき理由」の例

- ①下請負人から施工内容等を明確にするよう求めがあったにもかかわらず、元請負人が正当な理由なく施工内容等を明確にせず、下請負人に継続して作業を行わせ、その後、下請工事の内容が契約内容と異なるとする場合
- ②施工内容について下請負人が確認を求め、元請負人が了承した内容に基づき下請負人が施工したにもかかわらず、下請工事の内容が契約内容と異なるとする場合

14

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

## 7. 赤伝処理(建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条)

不当減額

### 建設業法上違反となるおそれがある行為事例

- ①元請負人が、下請負人と合意することなく、下請工事の施工に伴い副次的に発生した建設廃棄物の処理費用、下請代金を下請負人の銀行口座へ振り込む際の手数料等を下請負人に負担させ、下請代金から差し引く場合
- ②元請負人が、建設廃棄物の発生がない下請工事の下請負人から、建設廃棄物の処理費用との名目で、一定額を下請代金から差し引く場合
- ③元請負人が、元請負人の販売促進名目の協力費等、差し引く根拠が不明確な費用を、下請代金から差し引く場合
- ④元請負人が、工事のために自らが確保した駐車場、宿舍を下請負人に使用させる場合に、その使用料として実際にかかる費用より過大な金額を差し引く場合
- ⑤元請負人が、元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を別の専門工事業者に行わせ、その費用を一方的に下請代金から減額することにより下請負人に負担させた場合 (参照 P20)

### 解説/判断基準

- (1) 赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人双方の協議・合意が必要である
- (2) 赤伝処理を行う場合は、その内容を見積条件・契約書面に明示することが必要である
- (3) 適正な手続に基づかない赤伝処理は建設業法に違反するおそれがある  
→ 建設業法第28条第1項第2号の請負契約に関する不誠実な行為に該当する  
建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反する
- (4) 赤伝処理は下請負人との合意のもとで行い、差引額についても下請負人の過剰負担となることがないように十分に配慮することが必要である

15

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

## 7-1. 赤伝処理とは

赤伝処理とは、元請負人が

- ① 下請代金の支払に関して発生する諸費用(下請代金の振り込み手数料等)
- ② 下請工事の施工に伴い副次的に発生する建設廃棄物の処理費用
- ③ 上記以外の諸費用(駐車場代、弁当ごみ等のごみ処理費用、安全協会費等)

を下請代金の支払時に差し引く(相殺する)行為である。

16

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

## 8. 工期(建設業法第19条第2項、第19条の3)

不当減額  
不当に低い請負代金

### 建設業法上違反となるおそれがある行為事例

- ①元請負人の施工管理が不十分であったなど、下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず下請工事の工程に遅れが生じ、その結果**下請負人の工期を短縮せざるを得なくなった場合**において、これに伴って発生した増加費用について下請負人との協議を行うことなく、その費用を一方的に下請負人に負担させた場合
- ②元請負人の施工管理が不十分であったなど、下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず**下請工事の工期が不足し、完成期日に間に合わないおそれがあった場合**において、元請負人が下請負人との協議を行うことなく、他の下請負人と下請契約を締結し、又は元請負人自ら労働者を手配し、その費用を一方的に下請負人に負担させた場合
- ③元請負人の都合により、**下請工事が一時中断され、工期を延長した場合**において、その間も元請負人の指示により下請負人が重機等を現場に待機させ、又は技術者等を確保していたにもかかわらず、これらに伴って発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた場合

(参照 P23)

### 解説/判断基準

- (1) 工期に変更が生じた場合には、当初契約と同様に**変更契約を締結することが必要**である
- (2) 下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず工期が変更になり、これに起因する下請工事の費用が増加した場合は、**元請負人がその費用を負担することが必要**である
- (3) 元請負人が、**工期変更に起因する費用増を下請負人に一方的に負担させる**ことは建設業法に違反するおそれがある

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

## 9. 支払保留(建設業法第24条の3、第24条の5)

特定建設業者の  
下請代金の支払い

### 建設業法上違反となるおそれがある行為事例

- ①下請契約に基づく工事目的物が完成し、元請負人の検査及び元請負人への**引渡し終了後**、元請負人が下請負人に対し、**長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わない**場合
- ②建設工事の前工程である基礎工事、土工事、鉄筋工事等について、それぞれの工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了したが、元請負人が下請負人に対し、**工事全体が終了(発注者への完成引渡しが終了)するまでの長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わない**場合
- ③工事全体が終了したにもかかわらず、元請負人が**他の工事現場まで保留金を持ち越した**場合

(参照 P25)

### 解説/判断基準

- (1) **正当な理由がない長期支払保留は建設業法に違反**

工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しを終了後、正当な理由がないにもかかわらず長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わないことは、建設業法第24条の3又は同法第24条の5に違反する。

- (2) 望ましくは下請代金をできるだけ**早期に支払う**こと

元請負人が特定建設業者か一般建設業者かを問わず、また、下請負人の資本金の額が4,000万円未満かを問わず、元請負人は下請負人に対し下請代金の支払はできるだけ早い時期に行うことが望ましい。

18

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

## 9-1. 下請代金について

下請代金については、元請負人と下請負人の合意により交わされた下請契約に基づいて適正に支払われなければならない。

建設業法第24条の3で、元請負人が注文者から請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、下請負人に対して、**元請負人が支払を受けた金額の出来形に対する割合及び下請負人が施工した出来形部分に相応する下請代金を、支払を受けた日から1月以内で、かつ、できる限り短い期間内に支払わなければならない**と定められている。

また、建設業法第24条の5では、元請負人が特定建設業者であり下請負人が一般建設業者（資本金額が4,000万円以上の法人であるものを除く。）である場合、発注者から工事代金の支払があるか否かにかかわらず、**下請負人が引渡しの手形を出した日から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内において期日を定め下請代金を支払わなければならないと定められている**。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から出来高払い又は竣工払いを受けた日から1月を経過する日か、下請負人が引渡しの手形を出した日から起算して50日以内で定めた支払期日のいずれか早い期日となる。

(参照 P25)

## 10. 長期手形(建設業法第24条の5第3項)

### 建設業法上違反となるおそれがある行為事例

交付手形の制限

特定建設業者である元請負人が、手形期間が**120日を超える手形**により下請代金の支払を行った場合

(参照 P27)

### 解説/判断基準

#### (1) 割引を受けることが困難な長期手形の交付は建設業法に違反

元請負人が手形期間120日を超える長期手形を交付した場合は、「割引を受けることが困難である手形の交付」と認められる場合があり、その場合には建設業法第24条の5第3項に違反する。

#### (2) 望ましくは手形期間は120日を超えないこと

元請負人が特定建設業者か一般建設業者かを問わず、下請代金を手形で支払う場合には、元請負人は下請負人に対し手形期間が120日を超えない手形を交付することが望ましい。

## 11. 帳簿の備付け及び保存(建設業法第40条の3)

### 建設業法上違反となる行為事例

- ①建設業を営む営業所に**帳簿及び添付書類が備付けられていなかった**場合
- ②帳簿及び添付書類は備付けられていたが、**5年間保存されていなかった**場合

(参照 P28)

### 解説/判断基準

- (1) **営業所ごとに、帳簿を備え、5年間保存することが必要である**

建設業法第40条の3では、建設業者は営業所ごとに、営業に関する事項を記録した帳簿を備え、5年間保存しなければならないとされている。また、平成21年10月1日以降については、発注者と締結した住宅を新築する建設工事に係るものにあつては、10年間である。

- (2) 帳簿には、営業所の代表者の氏名、**請負契約・下請契約に関する事項**などを記載することが必要である

帳簿に記載する事項は以下のとおり

- ① 営業所の代表者の氏名及びその者が営業所の代表者となった年月日
- ② 注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ③ 下請負人と締結した下請契約に関する事項
- ④ 特定建設業者が注文者となって資本金4,000万円未満の法人又は個人である一般建設業者と下請契約を締結したときは、上記の記載事項に加え、「支払った下請代金の額、支払年月日及び支払手段」「支払手形を交付したときは、その手形の金額、交付年月日、手形の満期」「代金の一部を支払ったときは、その後の下請代金の支払残高」「遅延利息を支払ったときは、その額及び支払年月日」を記載する必要がある

- (3) 帳簿には**契約書などを添付することが必要である**

21

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

## 12. 関係法令 - 1

### 独占禁止法との関係

建設業法第42条では、国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が

- 第19条の3 (不当に低い請負代金の禁止)
- 第19条の4 (不当な使用資材等の購入強制の禁止)
- 第24条の3 (下請代金の支払) 第1項
- 第24条の4 (検査及び引渡し)
- 第24条の5 (特定建設業者の下請代金の支払期日等) 第3項若しくは第4項の規定

に違反している事実があり、その事実が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第19条の規定に違反していると認めるときは、**公正取引委員会に対して措置請求を行うことができる**と規定している。

また、公正取引委員会は、独占禁止法第19条の規定の適用に関して、**建設業の下請取引における不公正な取引方法の認定基準**(昭和47年4月1日公正取引委員会事務局長通達第4号。以下「認定基準」という。)を示している。

(参照 P30)

つまり、建設業における下請業者に対する法律は、「下請法」ではなく、「独占禁止法」の内容が適用されるとしている。

22

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

## 12. 関係法令 - 2

### 社会保険・労働保険について

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度である。このため、社会保険、労働保険は強制加入の方式がとられている。

健康保険と厚生年金保険については、**法人の場合にはすべての事業所**について、個人経営の場合でも**常時5人以上の従業員を使用する**限り、必ず加入手続を行わなければならない。

雇用保険については建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、**労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入**手続をとらなければならない。

(参照 P31)

●建設業法令遵守ガイドライン

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/toriiki/download/guideline/Kensetsu.pdf>

23

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

## 13. 相談窓口

下請けに関するトラブルは、各都道府県の紛争審査委員会にて相談ください。

県をまたがる場合は、東京の紛争審査会を利用すること

24

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting

ご清聴いただき、ありがとうございました。

中小企業診断士・ITコーディネータ

下城 園代

sonoyo@teana.jp

25

Copyright All rights reserved (C) 2011 Teana Consulting